

堺商工会議所のマル経融資

無担保
無保証人

低金利
固定

保証料
不要

みなさまの資金調達を応援します

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、既存のマル経融資とは別枠で1,000万円の範囲内で、当初3年間、通常の貸付金利から▲0.5%引き下げする融資制度が条件により適用できます。

	融資限度額	利率	返済期間
通常部分	2,000万円	年1.25% 固定金利（令和6年4月1日）	・ 運転資金：7年以内 （据置期間1年以内） ・ 設備資金：10年以内 （据置期間2年以内）
		★雇用者給与等支給額が最近の決算期と比較して、2.5%以上増加する見込みがある事業者（最近の決算期において既に増加している場合も含む）は当初2年間につきましては、適用利率-0.5%になる場合がございます。	
拡充部分 ※令和6年6月まで	別枠 1,000万円	当初3年間 上記金利 -0.5%	・ 運転資金：20年以内 （据置期間5年以内） ・ 設備資金：20年以内 （据置期間5年以内）

融資の仕組み

日本政策金融公庫との面談不要



マル経融資をご利用いただける方

●次の①～⑤の要件をすべて満たす方

- ①常時使用する従業員数が、「商業・サービス業で5人(但し、宿泊業・娯楽業は20人)」以下
または、「製造業・その他の業種で20人」以下の方
- ②最近1年以上堺市内で事業をされている方
- ③堺商工会議所の経営指導を受けている方
- ④確定申告を行い、税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫の融資対象業種の方

拡充部分の要件 下記のいずれかの要件を満たす方 ※詳しくはお問い合わせください

- ・直近1ヶ月等の売上高または過去6ヶ月(最近1ヶ月を含む)の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している
- ・最近の決算又は試算期に基づき算出した債務負担年数が13年以上

最初のご相談のときに、ご用意いただく書類

個人営業の方

- ・最近2年分の確定申告書・決算書
- ・今年の売上が分かる書類
- ・借入金の返済回数表(返済予定表)
(住宅ローンなども含む)

法人営業の方

- ・最近2年分の確定申告書・決算書
(勘定科目明細含む)
- ・試算表(最近3ヵ月以内)
- ・借入金の返済回数表(返済予定表)

※ご相談を進めていく中で、状況に応じて、追加で書類をお願いすることがあります。

ご利用希望の方は、事前にお電話でお問い合わせいただくか、
下記「相談申込書」に記載の上、FAXをお送りください。当所から、ご連絡いたします。

相 談 申 込 書

事業所名		所在地	
代表者名		TEL	
ご希望額		FAX	
使 途	運転資金 ・ 設備資金	日本政策金融公庫のご利用	あり ・ なし

お問い合わせ先

堺 商 工 会 議 所 経 営 支 援 課

〒591-8502 堺市北区長曾根町130番地23 TEL 072-258-5503 FAX 072-258-5580

事業主・ご担当者の皆様へ

ひとりで悩むより、専門家に相談してみませんか？

 堺商工会議所の **相談無料**

相談窓口

[随時開催中!]

創業

経営

税務

事業
承継

労務

法律

IT

…に関するご相談をお待ちしております！



オンライン予約受付中!

詳しくは裏面へ!

<お問合せ>

 堺商工会議所 経営支援課

〒591-8502 堺市北区長曾根町130番地23
TEL 072-258-5503 FAX 072-258-5580

堺商工会議所



堺商工会議所ホームページ
<https://sakaicci.or.jp>



商工会議所では、**中小企業診断士・税理士・弁護士・社会保険労務士**の各分野の専門家が、事業に関するあらゆるご相談をお受けし、適切なアドバイスをいたします。ご相談はすべて**無料**です。みなさまのご利用をお待ちしています。

相談分野	相談内容	相談日	時間
創業・経営	創業についての手続きや計画書の書き方、今後の経営方針や新分野進出等に関する相談	毎週火曜日・水曜日	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block; background-color: #c00000; color: white; font-weight: bold;">予約制</div> 午後1時～ 午後4時
税務・経理 (事業承継)	記帳、決算書類の作り方、確定申告、税務計算などの諸問題 相続税や経営承継円滑化法などに関する承継問題	第1・第3火曜日 第2・第4木曜日	
法律	契約上のトラブル、債務の保全などの事業経営における法的な諸問題	第2・第4水曜日 第3水曜日(奇数月のみ)	
労務管理	人事、賃金システム、人材育成、労災防止、雇用保険、雇用に関する各種助成金などの諸問題	第2・第4水曜日 第3火曜日 第1火曜日(奇数月のみ)	
IT	社内システムの導入や見直し、SNS・HPを活用した販路拡大などのITに関する相談	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block; background-color: #0070c0; color: white; font-weight: bold;">随時</div> ※専門家と日程調整の上、要相談 ※派遣も可	

※諸事情により、相談日程を一部変更する場合がありますので、HP等で事前にご確認ください。

○価格転嫁特別相談窓口

価格転嫁・交渉に向けた準備支援、専門機関(下請かけこみ寺等)のご紹介、資金繰り支援等を行います。

○外国人雇用特別相談窓口

外国人雇用における雇用条件、労働時間及び賃金等の法律・制度に関する情報提供等を行います。まずは下記までお問合せください。

ご相談希望の方は、事前にお電話でお問い合わせいただくか、下記、URLにアクセスしていただき、サイト内の専用フォームより、お申し込みください。 ※右記QRコードからもアクセスできます。

※当所から確認のためご連絡することがございます。
 ※1度に複数回のご予約はお取りできません。



堺商工会議所HP内《専門的な相談がしたい(税務・法律・労務・創業等)》

<https://sakaicci.or.jp/soudan/#i-21>

ZOOM相談にも対応しています!

ZOOMによる、オンラインでのご相談も可能です。
 ※税務に関するオンライン相談についてはお電話でお問い合わせください。

**ご予約
お問合せ**

堺商工会議所 経営支援課 〒591-8502 堺市北区長曽根町130番地23
 TEL.072-258-5503 FAX.072-258-5580 堺商工会議所ホームページ <https://www.sakaicci.or.jp>

※ご相談の秘密は厳守します。ご相談の過程で知り得た個人の情報や秘密は、万全の情報管理を行うとともに、相談者の承諾なく第三者への開示・提供をすることはありません。完全秘密厳守いたします。

中小企業のIT導入・デジタル化を応援します。

IT導入・デジタル化支援 専門家派遣



相談無料

随時
受付
中

堺商工会議所では堺市内の中小企業を対象にIT専門家を派遣しています。
デジタル化を進める上でアドバイスや手順等を専門家がサポートします。

販路開拓のため
HPを作成したい

業務効率化のため
会計ソフトを導入したい

生産性向上のため
安価でIoTを
導入したい

SNSを活用して
売り上げを増やしたい

テレワークを導入
したいが、何がテレワーク
できるかわからない

社内セキュリティを
見直したい。

導入事例、お申し込みは裏面をご覧ください。

IT導入・デジタル化支援専門家派遣

「当社の業務で何をIT導入したら良いか知りたい」「どんなHPを作ったらいいのかわからない」「安価でデジタル化したい」
「会計ソフトやテレワークを導入して業務効率をアップしたい」「社内セキュリティを見直したい」etc…

ITでお困りのことおたすけします!

■ 実際の事例 ■



A社
サービス業

社内の認証システムやパソコン管理システムの設置。

業務効率がアップ!



B社
飲食業

高齢ご夫婦の飲食店にクラウド会計システムを導入。

利益管理が簡単に!

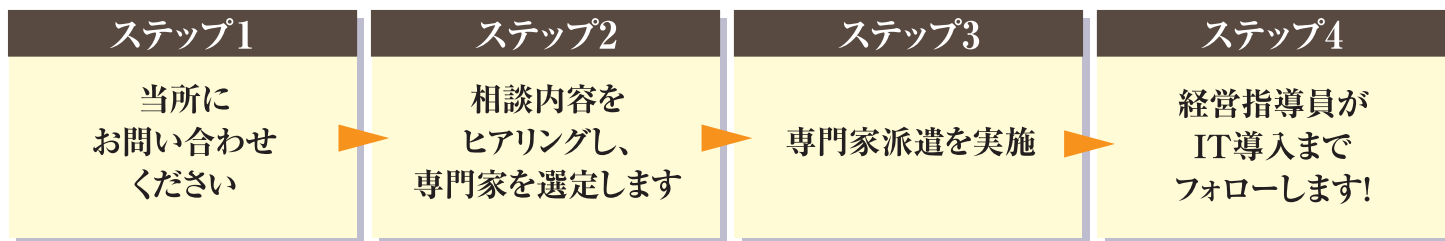


C社
サービス業

ダンススクールへのポイント管理システムの開発と導入。

販路拡大につながった!

■ お申し込みの流れ ■



お気軽にお問合せください。

ご予約
お問合せ

堺商工会議所 経営支援課 〒591-8502 堺市北区長曾根町130番地23

TEL.072-258-5503 FAX.072-258-5580 堺商工会議所ホームページ <http://www.sakaicci.or.jp>

※ご相談の過程で知り得た個人の情報や秘密につきましては、万全の情報管理を行うとともに、相談者の承認なく第三者への開示・提供をすることはありません。完全秘密厳守します。

『IT導入・デジタル化支援専門家派遣』相談申込書

- 相談をご希望の方は、下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。
- 当所、WEBサイト内のメールフォームでも、お申し込みできます。
メールフォームにてお申込される場合は、こちらから。 ➔ [CLICK!](http://sakaicci.or.jp/entry2107.html) <http://sakaicci.or.jp/entry2107.html>



FAX送信先 ➔ 072-258-5580 経営支援課行

事業所名				担当者名 (連絡者名)	
所在地	〒 -				
TEL		FAX		E-mail	
相談内容					

経営者のみなさん、後継者は決まっていますか？

事業承継コーディネータが 無料でアドバイス！

随時相談受け付け中！

事業承継への取組は会社にとって非常に大きな問題ですが、ついつい先送りされがちです。しかし、事業承継の準備には、後継者の育成も含めると、5～10年程度を要します。経営者の平均引退年齢が70歳前後であることを踏まえると、60歳頃には事業承継に向けた準備に着手する必要があります。

事業承継を
検討したいが、
何から手を付ければ
よいかわからない。

そろそろ事業を
承継したいが、
後継者が居ない。

親から事業を
引き継ぐ予定だが、
どんな準備が必要？

M&Aを活用して、
会社を第三者へ
引き継ぎたい。

事業承継税制の
特例を活用したい。

事業承継税制の特例

『特例承継計画』に関するご相談も承ります

特例承継計画は、中小企業の非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予を受けるために必要です。当所は、認定経営革新等支援機関に認定されていますので、特例承継計画に関するご相談も秘密厳守・無料で承ります。

特例承継計画の
提出期限は

令和8年
3/31まで

「事業承継税制」とは？

中小企業の後継者が、非上場株式等を先代経営者から贈与または相続により取得し、都道府県知事の認定を受けた場合、本来納付すべき贈与税・相続税のうち、取得した非上場株式等に係る部分について、納税が猶予される制度です。

堺商工会議所にご相談ください。ご相談は、裏面の相談申込書またはお電話にて

ご相談・お申し込み・お問合せは...

 堺商工会議所 経営支援課

〒591-8502 堺市北区長曾根町130番地23
TEL 072-258-5503 FAX 072-258-5580

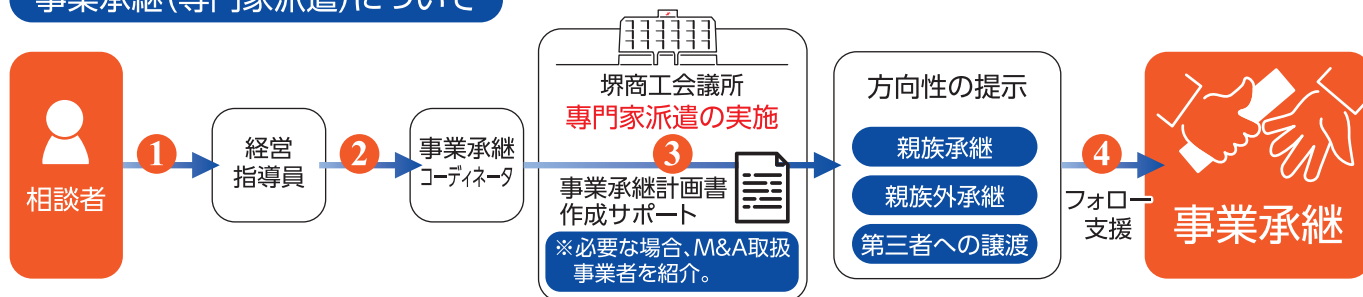
堺商工会議所 

堺商工会議所ホームページ
<https://www.sakaicci.or.jp>

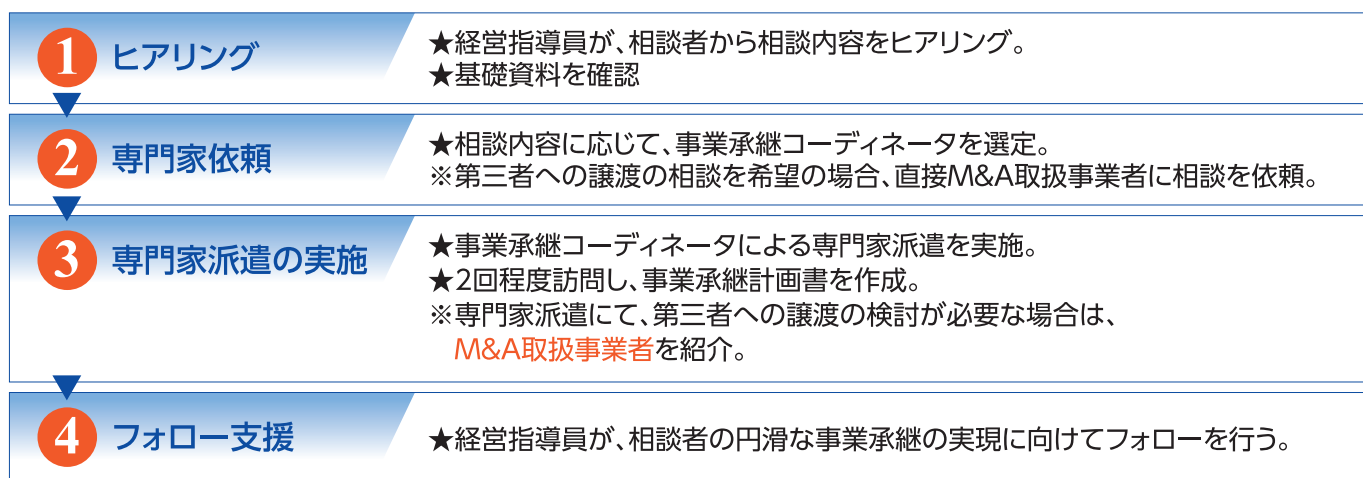
事業承継コーディネータが、無料でアドバイスいたします!!

堺商工会議所では、経営権の承継をはじめ、後継者の育成、相続、株式等の相談に関して、税理士や中小企業診断士を事業承継コーディネータとして派遣し、事業承継計画書等の作成を行い、これからの方向性、手順等について、皆様のご相談に無料でアドバイスいたします。

事業承継(専門家派遣)について



ご相談の中の流れ



ご相談のお秘密は厳守します。

ご相談の過程で知り得た個人の情報や秘密につきましては、万全の情報管理を行うとともに、相談者の承諾なく第三者への開示・提供をすることはありません。完全秘密厳守いたします。

『事業承継相談』申込書

相談をご希望の方は、下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みいただくか、当所ホームページ内のメールフォームより送信ください。後日、担当者よりご連絡いたします。

FAX送信先 072-258-5580

堺商工会議所 経営支援課 行

メールフォームにてお申込される場合は、こちらから。

<https://sakaicci.or.jp/entry2305/>



■事業を承継する時期はいつ頃を考えておられますか？ (○印をつけてください。)

- ① 1年未満 ② 1年～3年未満 ③ 3年～5年未満 ④ 5年～10年未満 ⑤ 10年以上 ⑥ 未定

■事業を承継する場合の主な悩みは何ですか？(○印をつけてください。)【複数回答可】

- ① 事業の譲り方が分からない ② 自社株を後継者に集中させたい ③ 事業承継税制を利用したい
④ 後継者がいない ⑤ 後継者が未熟 ⑥ 取引先との関係 ⑦ 相続税の支払い ⑧ その他

事業所名				代表者名			
所在地	〒	-					
T E L				F A X			
E-mail				@			

明日起きるかもしれない 緊急事態 BCPの策定を!



堺市防災マップ
「ゴルゴ13」

● 堺市で想定される災害 (リスクを知る)

/// こんな災害に注意を! ///

🔑 想定される災害を知る!

詳しくはハザードマップを確認!

堺区

洪水 地震被害
内水氾濫 津波 高潮

西区

洪水 地震被害
内水氾濫 津波 高潮 土砂災害

南区

洪水 地震被害
内水氾濫 土砂災害

北区

洪水 地震被害
内水氾濫 土砂災害

東区

洪水 地震被害
内水氾濫 土砂災害

美原区

洪水 地震被害
内水氾濫 土砂災害

中区

洪水 地震被害
内水氾濫 土砂災害



地震が発生したら...

揺れによる
地震被害 (建物倒壊など)

土砂災害

津波

※地震、大雨、
どちらでも発生
する可能性あり

※南海トラフ
巨大地震時

堺市に大きな被害を及ぼす可能性がある
主な地震として、内陸型地震(直下型地震)
である上町断層帯地震と海溝型地震である
南海トラフ巨大地震があります。

大雨が降ったら...

内水氾濫

洪水 (外水氾濫)

土砂災害

高潮

※台風時

堺市では、大雨によって下水道などが氾
濫する内水氾濫、河川が氾濫する洪水(外
水氾濫)、がけなどが崩れる土砂災害、台
風による高潮と様々な水害が発生するお
それがあります。

低い土地や河川、海岸、がけの近くでは、
特に注意が必要です。

事業継続計画(BCP)とは



自然災害、感染症、情報セキュリティ事故など事業に悪影響を及ぼす事象が発生したときに、重要な事業の継続を確実にするために手順や情報を文書化した行動計画のこと。

● 防災計画とは違うの？

想定される事象が自然災害だけではないことや目的が異なります。



家畜伝染病



伝染病・感染症



自然災害



テロリズム



情報セキュリティ事故



サプライチェーンの途絶

防災計画 ▶ 人命救助、財産の保護

BCP ▶ 事業の継続、早期復旧

BCPの役割イメージ

(参考)中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針」



BCPには、「従業員の人命を守る」「社屋や設備を守る」という防災も含まれます。

● あなたの会社が守るべきものは？

- 従業員の命と安全 従業員の安全確保
- 会社の重要業務 事業継続させるための対象業務の選定

● 今まで災害等の被害を受けたことがないけれど、必要？

堺市に大きな被害をもたらすとされている「上町断層帯地震」「南海トラフ巨大地震」の発生が予想されています。事業と従業員を守るためにBCPは必要です。「もしも」の時に備えてBCPを策定しましょう。



堺市防災マップ

● チェックリストで自社の備えを確認しましょう！

中小企業庁 BCP取組状況チェック(現在の事業継続能力の診断)

WEB

https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/contents/level_a/bcpgl_01_3.html



BCPチェックリスト

事業継続計画(BCP)のある時とない時



BCP策定あり

- 事業・顧客の優先順位、社内の役割分担が事前に決められているため、スムーズに事業を復旧することが出来ます。
- 無事に事業を復旧することができ、会社、従業員の雇用、取引先の信用を守ることが出来ます。
- 取引先・消費者、行政、求職者等から、災害時の事業継続の対策が出来ている企業であると評価され、取引拡大や企業価値向上に繋がります。
- 中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の認定を受けると、各種優遇措置を受けることが出来ます。

- 「低利融資、信用保証枠の拡大等の金融支援」
- 「防災・減災設備に対する税制措置」
- 「補助金(ものづくり補助金等)の加算措置」
- 「認定ロゴマークの利用」

BCP策定なし

- ✕ 仕事の優先順位・役割分担が決まっておらず、事業復旧が一向に進まなくなります。
- ✕ 事業復旧に時間を要し、商品の納入が滞ってしまい、取引先を失ってしまう可能性があります。
- ✕ 事業をスムーズに復旧・継続が出来ないと、従業員の雇用を守れない可能性があります。
- ✕ 今後、取引先からBCP策定を要請され、策定が無い場合、仕事に影響を及ぼす可能性があります。
- ✕ 避難計画が不十分で従業員が被害に遭った場合、誤った指示を出し従業員が帰宅中に二次災害に遭った場合などは、安全配慮義務違反に問われる可能性があります。

事業継続計画(BCP)を策定してみましよう (最初から完璧を目指さない)



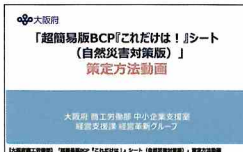
忙しくても、人が居なくても、
手軽にBCPを作ることができます!

大阪府「超簡易版BCP『これだけは!』シート(自然災害対策版)」とは?

大阪府:「超簡易版BCP『これだけは!』シート(自然災害対策版)」
<https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/bcp/tyoukannibanbcp.html>

特徴

- ① A3サイズ用の紙1枚に記入するだけで、比較的簡単に作ることが出来ます!
- ② 記入するのは、6項目のみ!
- ③ 防災や減災、BCPに関する意識を社内で容易に共有が可能です!
- ④ シートが完成すると、従業員用の携行カードも完成!



YouTube
【大阪府商工労働部】
 「超簡易版BCP『これだけは!』シート
 (自然災害対策版)」策定方法動画



超簡易版BCP『これだけは!』シートのひな型データや記入例はコチラから、ダウンロード出来ます。

超簡易版BCP『これだけは!』シートの作成方法を動画で分かりやすく解説しています。



● 支援制度を活用しましょう

堺商工会議所の 支援制度

- 事業継続計画(BCP)策定セミナーの開催
- 事業継続計画(BCP)策定支援制度(専門家派遣)

大阪府商工会連合会と連携し、専門家を派遣し、事業継続計画(BCP)の策定、大阪府が提供する簡易版BCPの策定に係る個別アドバイスを実施しています。

初めてのBCP作成のご相談から作成済みの計画のブラッシュアップまで各種支援コースをご用意しております。相談をご希望の方は、下記のURLへアクセスいただき、堺商工会議所へお問い合わせください。

WEB <https://www.osaka-sci-bcp.com/>



堺市の支援制度

- 資金調達支援

中小企業庁のBCP基本・中級・上級コースのいずれかを策定し、これらに基づき、自然災害発生時に業務を継続するための設備投資を行う方について、低利且つ低コスト(保証料を堺市で負担)で融資を行う制度。詳しくは、下記のURLへアクセスいただき、堺市産業振興センターへお問い合わせください。

WEB <https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/chusho/yuushi/seido/kataryokukyokayuutannpo.html>



参考情報

- ① **内閣府** 中央省庁等作成のガイドラインへのリンク等がまとめられています。

WEB <https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyou/keizoku/sk.html>





- ② **おおさか防災ネット** 避難情報や緊急情報、被災状況などが掲載されています。

WEB <https://www.osaka-bousai.net/>



- ③ **Yahoo!防災速報** 堺市では、ヤフー株式会社との災害協定により、「Yahoo!防災速報」アプリ

アプリ   を通じて「避難情報、避難所開設情報等」を配信しています。



- ④ **X(旧Twitter)(堺市危機管理室)** 堺市内の災害等に関する情報を発信するとともに、

Xアカウント @sakai_saigai 事前の備えや防災知識に関する情報を発信しています。



いざという時の手持ち資金を 確保していますか?

自然災害により被災した際、倒壊した施設や破損した設備の復旧費用、材料費の高騰による原価の上昇などで、手持ちの資金が重要となってきます。そこで、銀行や信用金庫などの金融機関と日頃から関係を強化しておいたり、保険に加入しておいたりといった準備をしておきましょう。

手持ち資金の確保に役立つ 保険制度を活用しましょう

施設や設備に被害が発生した場合の金銭的負担を軽減することができます。また、災害等により自社の操業レベルが低下した場合の運転資金とすることも可能です。※実際の被害状況や加入している保険の内容等によって異なる場合があります。

地震保険、火災保険とは?

地震保険とは、「地震と地震による津波」等を原因とする火災や損壊等に備えるものです。火災保険とは火災や落雷等による被害に備えるものです。※地震保険に加入するためには火災保険への加入が必要です。

日本商工会議所の保険制度のご紹介

- ① **ビジネス総合保険制度**

水災・地震等の災害による事業休業等を補償します。



WEB <https://www.ishigakiservice.jp/business>

- ② **業務災害補償プラン**

業務中の天災等の労災災害による従業員の怪我や賠償責任を補償します。



WEB <https://www.ishigakiservice.jp/occupational-accident>

制作:堺商工会議所・堺市 協力:三井住友海上火災保険株式会社(堺市包括連携協定)

お問い合わせ



堺商工会議所 経営支援課
〒591-8502 堺市北区長曾根町130番地23

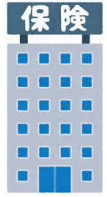
TEL 072-258-5503
FAX 072-258-5580

堺商工会議所

<https://sakaicci.or.jp>

堺商工会議所労働保険事務組合について

従業員を雇用されている事業主の皆様は、労災保険及び雇用保険（労働保険）を成立する必要があります。当所の労働保険事務組合では、労働保険の事務手続きを委託していただけるだけでなく、事業主であっても『特別加入』という制度で労災保険に加入することができます。ぜひ、ご検討ください。



《労働保険とは》

労働保険とは労働者災害補償保険（一般に「労災保険」）と雇用保険とを総称したものです。

原則、常用・臨時の雇用形態を問わず労働者を一人でも雇っている事業主は加入しなければなりません。

労災保険

労働者が業務上、または、通勤・帰宅途中でケガをした場合に、被災労働者を保護するため、必要な保険給付を行うもの

+

雇用保険

労働者が退職し、失業状態になった場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図り、再就職を促進するため必要な保険給付を行うもの

《労働保険事務組合とは》

厚生労働省の認可を受けて、当所内に設置しており、労働保険の煩わしい手続きを、事業主の委託を受けて、事務代行をする団体です。

《メリット》

- 保険料の額にかかわらず保険料納付を3回に分割できます。
- 特別加入として代表者（役員）・家族従業員も労災保険に加入できます。
- 雇用保険の取得や喪失、離職票等ハローワークへの提出書類を代行致します。

従業員が多く、保険料が多額の場合には、資金繰りが楽になります。

※従業員がいない一人親方の特別加入は、当所では取り扱っておりません。

《活用できる事業者》

- ① 堺商工会議所の会員事業所
- ② 従業員を雇用していること（年間100日以上）
- ③ 常時使用する労働者が下記表内

※①～③の条件をいずれも満たす必要があります。

金融・保険・不動産・小売業	50人以下
卸売・サービス業	100人以下
その他の事業	300人以下



《委託できる事務の範囲》

1. 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務（従業員の雇入・退職の時）
2. 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務（年度更新）
3. 保険関係成立届の申請、雇用保険事業所設置届提出等に関する事務（新規適用）
4. 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
5. その他労働保険についての申請、届出に関する事務（名称・所在地の変更等）



※労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務並びに、印紙保険料に関する事務は、当事務組合が行うことができる事務には含まれません。

※労災給付申請は代行できません。

※労働保険(雇用保険・労災保険)に関する事務のみであり、社会保険・健康保険などについては、当所では事務委託を受けることはできません。

《特別加入保険料について》（事業主・役員でも入れる労災保険）

- ・業種によって労災保険料率・雇用保険料率が異なるため、保険料は一律ではございません。
- ・特別加入については選択いただく給付基礎日額によって異なります。

例えば…

給付基礎日額を 10,000 円 に設定した場合の年間保険料（計算式：10,000 円×365 日×保険料率）

- ・ 建築事業 34,675 円（保険料率 9.5/1,000）
- ・ 社会福祉又は介護事業 10,950 円（保険料率 3/1,000）
- ・ 金属製品製造業又は金属加工業 36,500 円（保険料率 10/1,000）

《手数料について》

常用労働者数	年間委託手数料（消費税込）
1名～4名	14,300円
5名～15名	19,800円
16名～30名	26,400円
31名～50名	36,300円
51名～70名	46,200円
71名～100名	72,600円
101名～200名	99,000円
201名～300名	136,400円

※別途、当所年間会費（個人 12,000 円～、法人 19,200 円～）が必要となります。

《お問い合わせ先》

堺商工会議所労働保険事務組合

〒591-8502

堺市北区長曾根町 130 番地 23

TEL072-258-5503

受講料
無料

価格交渉術

セミナー

自社を守るために、**適正価格**を実現しませんか？

昨今、原材料価格やエネルギー価格、労務費の高騰が続いており、中小製造業のコストは増加の一途をたどっています。

そのような中、中小製造業は大手企業や長年取引している企業からの受注が多く、

「お願いして買ってもらっている立場だから強気にできない」

「価格交渉をしたいが、どのように交渉すればいいかわからない」

といった懸念があり、価格転嫁できていない、または一部しか転嫁できていない企業が多いのが実情です。

そこで、**下請け中小製造業が値上げを実現するため、価格交渉の準備から具体的な交渉術まで**を解説する

セミナーを開催いたしますので、是非、この機会にご参加ください。

- ✓ 価格交渉しても無理だとあきらめている
- ✓ 値上げ交渉がうまくいかず、逆に売上減や顧客離れが不安
- ✓ 価格交渉をしたいが、どのように交渉したらいいかわからない
- ✓ 取引条件が不明瞭で、実際にかかった費用を請求できていない

セミナー 内容

1. マインド編

- ・値上げなくして下請け製造業に未来なし
- ・社長の意識改革が価格交渉成功への第一歩

2. 価格交渉術・基礎編

- ・「変動費スライド制」の導入で赤字製品をゼロにする
- ・価格交渉を成功に導く5ステップ

3. 価格交渉術・応用編

- ・製品単価を上げて「付加価値額」を高める
- ・付加価値額の値上げ成功に導く4つの突破口

4. 交渉が難航しそうなときの裏技編

- ・中小企業の味方である中小企業庁の活用

日時

令和6年 **6月19日** (水)
14:00~16:00

定員

30名 (※オンラインは定員なし)

講師

(株)ゼロプラス 代表取締役
大場 正樹 氏

場所

堺商工会議所2階大会議室
オンライン
(堺市北区長曾根町130-23)



1975年生まれ。大学卒業後、大手非鉄金属商社に14年勤務し、国内工場の新設や中国子会社の経営再建などを実現。当時の経験を踏まえ、日本の中小製造業が持つ技術力、現場力を活かす仕組みづくりを実現したいと、中小製造業向けの経営コンサルタントとして独立。2014年に法人化し(株)ゼロプラスを設立。その後、2016年に産業ロボットの開発・製造・販売を行う(株)ロボプラス、2021年に金属加工部品調達、受発注デジタル化支援を行う(株)XO等、中小製造業の生産性を高めるサービスを複数立ち上げ、事業を拡大している。著書『インフレ時代を生き残る 下請け製造業のための「劇的 価格交渉術」』(幻冬舎)、『GX時代に下剋上を起こす 下請け製造業のための脱炭素経営入門』(ダイヤモンド社)

申込
方法

下記のいずれかでお申込みください。
① 右QRコードからお申込
<https://forms.gle/u5WgpyvgkVGRiDK9>
② 裏面申込書に記入してFAXで申し込み



問合せ

堺商工会議所 経営支援課
TEL:072-258-5503

主催：堺商工会議所

中小製造業者のための価格交渉術セミナー(6/19) 受講申込書



【申込QRコード】

事業所名	電話番号	
	FAX番号	
所在地	〒	
受講形式	<input type="checkbox"/> 会場受講 <input type="checkbox"/> オンライン受講	
E-mail	@	
受講者名	(所属・役職名)	
	(氏名)	
受講者名	(所属・役職名)	
	(氏名)	

※ オンライン受講ご希望の場合は、右記QRコードを読み取っていただき、注意事項を必ずご確認ください。

※ QRコードを読み取れない方は、当所ホームページから必ずご確認をお願いします。

⇒https://sakaicci.or.jp/online_zoom/

